

児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための 児童福祉法等の一部を改正する法律案 趣旨説明（案）

ただいま議題となりました「児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、本法律案の提案理由について御説明いたします。

児童虐待は、児童の権利利益を著しく侵害する許されない行為であります。しかしながら、児童相談所における児童虐待相談への対応件数は、増加の一途を辿っており、平成29年度には13万件を超えています。

こうした状況の中、昨年3月2日には、東京都目黒区の5歳の女の子が、また、本年の1月24日には、千葉県野田市の小学4年生の児童が、虐待により命を失うという痛ましい事件が立て続けに発生しました。これらの事件においては、関係機関間における情報共有や連携の問題、DVがある家庭とその家庭における児童虐待の問題などが明らかになっており、これらの問題も踏まえた児童虐待防止対策の総合的かつ抜本的な強化は喫緊の課題となっております。

そこで、我々は、児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るため、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

第1に、児童の権利擁護であります。およそ親権の行使に当たっては体罰を加えてはならない旨を明確に規定するとともに、政府は、児童の権利の擁護に関する国際的動向を勘案し、民法に定める懲戒権の在り方について早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。また、児童の施設入所等の措置の実施又は解除に当たっては、児童の心身の状況や環境等に配慮して当該児童の意見を聴くものとしています。

第2に、児童相談所の体制強化であります。児童虐待に迅速かつ適切に対応するため、児童福祉司を増員することとしています。また、児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、関係機関の連携強化等について明文化するほか、児童の転居等に係る対応強化のため、児童相談所が通告を受けた児童等が転居する際の児童相談所間の情報共有、児童虐待を受けた児童が転居する際の指導措置の解除制限等並びに施設入所等の措置等が採られた児童と保護者の居住地が異なる場合の都道府県知事等の相互の連携及び協力について規定することとしています。

第3に、児童相談所の設置促進であります。中核市及び特別区について、児童相談所を必置とするとともに、児童相談所の数の標準を法定化することとしています。また、国は、指定都市、中核市、特別区等が児童相談所の設置を適切に行うことができるよう、児童相談所の職員の人材育成及び確保のための支援その他の必要な措置を講ずることとしています。

第4に、児童虐待を行った保護者に対する指導及び支援の強化であります。児童虐待を行った保護者の意に反して施設入所等の措置が採られている場合に、当該保護者に対して児童虐待の再発を防止するための特定指導を実施することとしています。また、政府は、特定指導に関する調査研究及び特定指導を実施するための専門施設の整備・支援並びに子育てに困難を有する保護者に対する支援の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。

第5に、DV防止対策の強化であります。DV防止関係機関と児童相談所との連携協力を明記するほか、DVを発見した場合の通報を義務化するとともに、その通報先を拡大することとしています。また、婦人相談員の待遇改善や専門性の確保、通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、DV加害者の更生のための指導及び支援の方法やその実施体制について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしています。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御賛同いただきますようお願い申し上げます。